

大雪地区広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

平成 20 年 4 月 1 日
規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 大雪地区広域連合が行う後期高齢者医療の事務については、法令、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）、大雪地区広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年大雪地区広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。）その他特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(徴収額の通知)

第 2 条 保険料の徴収する額が定まったときは、大雪地区広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促)

第 3 条 条例第 5 条の規定による督促は、大雪地区広域連合長が別に定める督促状による。

(延滞金の減免)

第 4 条 条例第 6 条第 4 項の規定による延滞金の減免の取扱いについては、大雪地区広域連合延滞金の減免取扱要綱の定めるところによる。

(過誤納)

第 5 条 大雪地区広域連合長は、被保険者に過誤納に係る保険料その他徴収金がある場合は、地方税の例により処理するものとする。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、大雪地区広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。